



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 秋山博 外19名
被告 群馬県知事 外1名

準備書面(6)

平成17年9月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



同復代理人弁護士

堀内 徹也



被告群馬県知事指定代理人

関 隆之



同

岩崎 弘



同

大沢 信一



同

村上 行正



同

奥野 幸二



同

齊藤 一之



同

若林 正朗



同

齋藤 博



同

関江 康宏



同

阿部 真理子



同

都木 文隆



同

荒井 唯



同

縫島 良一



同

鈴木 和男



同

飯島 幸弘



同

戸塚 洋子



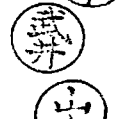
被告群馬県企業管理者指定代理人

鈴木 健一



同

武井 公仁



同

山本 隆



原告らが、原告準備書面（１）において、被告らが主張する語彙の正誤に関して否認した点につき、以下のとおり反論する。

1 原告準備書面（１）イ（１頁）について

原告らは、「当時の朝日新聞群馬版や長野原町報の記事から、少なくとも住民側は、建設省が現地調査を開始したのは昭和２７年（１９５２年）５月であると認識していた。」として５月が正しいと主張しているが、昭和２７年４月１０日発行読売新聞群馬版（乙１８８号証）掲載記事のとおり、４月８日に調査費の決定をしており、これ以降手続がなされたものであるから、八ッ場ダムの予備調査を開始したのは４月とするのが妥当である。

2 原告準備書面（１）タ（２頁）及びツ（３頁）について

原告らは、被告らの主張する語彙の正誤に関する原告らの認否タ及びツの理由として「利水と治水の内訳は別として、水特法に基づく群馬県の負担額には、群馬県知事所管にかかる一般会計が負担しているものがあるはずである（群馬県は整備事業の事業主体でもある。）。とすれば、負担金の中に治水関係負担金が含まれている可能性がある。」と述べている。

しかし、被告らの準備書面（２）の１１・（３）（９頁）、準備書面（３）の第１・２・（２）（９ないし１３頁）、第３・２（２３頁）及び準備書面（４）の１（２頁）に述べたとおり、下流受益者としての群馬県の負担額は全額群馬県企業局（企業管理者）の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）並びに藤岡市が負担しているもので、被告群馬県知事の所管する一般会計では水特法１２条に基づく負担金を負担しておらず、一般会計からその支出もしていない。

なお、「群馬県は整備事業の事業主体でもある」とあるが、これと同負担金の負担とは別の問題である。

したがって、原告らの理由の「負担金の中に治水関係負担金が含まれている可能性がある。」は根拠のないものであるから、タ及びツの主張は失当なものであ

る。

3 原告準備書面（１）ネ（３頁）について

川古ダムは、平成１２年１１月に建設省（当時）が中止を決定したダムであるが、原告らが否認した同ダムの有効貯水量についての根拠としているパンフレットとは、当時の川古ダム調査事務所（平成２年度から平成４年度まで）が作成したものである。しかし、その後、建設省（当時）はダム規模の検討を行い、総貯水量を約７，６００万立方メートル、有効貯水量を約７，５００万立方メートルとしたものである。

なお、ダムの諸元（ダムの規模（堤高、堤頂長、堤体積）、総貯水量、有効貯水量、事業費等）については、財団法人日本ダム協会が毎年発行している「ダム年鑑」で、一般に誰もが確認することが可能であり、建設中止決定前に発行された「ダム年鑑２０００」（平成１２年２月２９日発行）（乙１８９号証）によれば、川古ダムは、「総貯水量７６，０００千立方メートル、有効貯水量７５，０００千立方メートル」と記載されている。

以上のことから、原告らが原告準備書面（１）で被告らの主張を否認したものについては、被告らの主張のとおりであり、失当なものである。